別紙１

京都市中小企業デジタル化推進事業に関する効果検証・分析調査業務委託
仕様書

1. 業務の名称

京都市中小企業デジタル化推進事業に関する効果検証及び分析調査業務

2. 業務の目的

京都市が令和２年度から実施している「中小企業デジタル化推進事業」について、本事業の実施成果、支援企業への影響、および地域産業への波及効果を客観的・多角的に検証・評価することを目的とする。

本業務では、対象企業の「業務効率化・売上向上等の直接的効果」および「地域・業界におけるデジタル化の推進状況」について定量・定性分析を行い、事業の有効性および今後の課題を明確化する。

分析結果については、次期施策の検討に向けた基礎資料として活用する。

3. 履行期間

契約締結日から 令和９年３月１９日 まで

4. 調査対象

過去支援先企業（以下「支援企業」とする。）　４００社

※下記事業における支援企業

「令和４～５年度中小企業デジタル化推進事業」「令和６年度中小企業デジタル化・DX 推進事業」

5. 業務内容

受託者は、（公財）京都高度技術研究所（以下「財団」とする。）及び京都市と密に協議の上、以下の業務を実施すること。

(1) 調査設計および調査票の作成

回答率向上のため回答者の負担を最小限に抑えながら、政策評価に必要なデータを正確に引き出す設問ロジック（条件分岐や選択肢の粒度設定など）を設計すること。特に以下の点について留意すること。

- **定量的効果の把握：**「売上」、「業務効率化」、「時間創出」、「コスト削減」、「雇用」、「賃上げ」については、項目として盛り込むこと（具体的な数値（売上額等（または変動レンジ））を把握するための設問を含む)。
- **デジタル化・ＤＸフェーズ移行の実態把握：** 調査対象事業の活用前と現在とで、デジタル化の状況が「段階１（紙・口頭中心)」から「段階４（ビジネスモデル変革)」のどの段階へ移行したかを直接測定する設問。

※デジタル化状況のフェーズは、「第 156 回京都市中小企業経営動向実態調査付帯調査結果 別紙 2 新事業展開、海外展開及びデジタル化・ＤＸについて」と同設定とすること。

<参照先>

https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/cmsfiles/contents/0000347/347642/02_besshi2.pdf

- **停滞層の要因分析：** 調査対象事業終了後もデジタル化が進んでいない、あるいは『何も行っていない』と回答する層に対し、主な要因（コスト、人材不足、ノウハウ等）を特定する設問。

※その他に推奨する項目があれば、提案書に記載すること。

※非支援企業との比較分析までは求めないが、他に効果的な手法があれば提案書に記載すること。

(2) 調査票の配付および回収

- 印刷した調査票を、支援企業の宛先データに基づき郵送により送付すること。
 ※必要な宛先データは京都市から提供
- 調査票の郵送時に復路封筒を封入し、調査票の回収は受託者が実施すること。
- 必要に応じて、回答率を高めるためのリマインド・督促を実施すること。

(3) 調査票の集計・多角的な分析

- 回収した調査票はすべて、表やグラフ等へ加工可能なエクセル等でデータ集計すること。
- 単純集計にとどまらず、本業務による効果検証に向けた多角的分析を行うこと。
- 回収した調査票(実物)は、成果物として業務完了時に全て財団に納品すること。

(4) 報告書の作成及び報告

- 集計・分析結果を視覚的かつ論理的に整理した報告書を作成すること。
- 単なる集計結果の記述にとどまらず、クロス集計や要因分析等に基づき、事業効果の評価および政策的な意味合い（政策的インサイト）を明記すること。
- 調査結果から導き出される課題を整理し、事業改善や新規施策の立案に寄与する具体的・実効性のある提言を含めること。
- サマリー版を併せて作成すること。
- 分析内容について対面での報告を実施すること。

(5) 定例打合せの実施

契約締結時のキックオフミーティングのほか、調査票確定時、実査終了時、分析・報告書作成時等の各フェーズにおいて、定例の打合せを実施すること。

6. 成果物の納品

以下のとおり納品すること。

成果物

1. **報告書（詳細版）：** 電子データ（PDF および PowerPoint 形式等）一式
2. **報告書（サマリー版）：** 電子データ（同上）一式
3. **調査票：** 実物(紙)
4. **単純集計表・クロス集計表・ローデータ：** 電子データ（Excel および CSV 形式）一式

別紙１

納品先

600-8813
京都市下京区中堂寺南町 134 番地
公益財団法人京都高度技術研究所　地域産業活性化本部 人材育成支援部
京都市デジタル化推進事業担当
E-mail：info-dx@astem.or.jp

納品方法

電子データ：　財団が指定・許可する大容量ファイル転送サービス利用
調査票実物：　郵送又は持参

8. その他・特記事項

(1) 本業務の実施により得られた成果品の著作権、版権等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。
(2) 成果品に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
(3) 故意、過失を問わず、本業務に関する情報について、漏えい、滅失、棄損、改ざん又は盗難等があってはならない。
(4) 受託者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らし、又はその他の目的に転用してはならない。委託業務が完了した後又は契約が解除された後においても同様とする。
(5) 本業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事後処理等により、情報保全ができなかった又はできていない可能性が生じた場合、直ちに財団に書面にて報告し、必要に応じて財団の指示に従い対応すること。この場合に生じた費用は、受託者が負担すること。
(6) 受託者は、財団の承認を得なければ、本業務の契約に係る義務の履行を第三者に委託し、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。
(7) 本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者、財団、京都市とで協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は、京都市の定めるものとする。

以上